

2021年10月22日

## 放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日3都県の18人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。9月15日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

### 【申し立ての概要】

対象者 3都県18人

(山形県2、東京都15、石川県1)

数字は人数

※ 予告は2021年9月15日までに実施済み